

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による葬祭料の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在のC支店D出張所（以下「事業場」という。）に配属され、工事主任として業務に従事していたが、平成〇年〇月〇日、Eにおいて自殺した。
- 2 請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡を業務上の事由によるものと認め、給付基礎日額を〇円とし、葬祭料については同額をもって支給する旨の処分をするとともに、遺族補償給付については年齢階層別限度額を超えていることから最高限度額である〇円をもって支給する旨の処分をした（以下「前回処分」という。）。

請求人は、前回処分に係る給付基礎日額を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求を行ったところ、審査官は、監督署長の給付基礎日額の算定に誤りがあるとして、葬祭料の支給に関する前回処分については取り消し、遺族補償給付の支給に関する前回処分については、これを棄却する旨の決定（以下「前回決定」という。）をした。

- 3 本件は、監督署長が審査官の前回決定を受け、給付基礎日額を〇円と算定して、葬祭料を支給する旨の変更決定処分（以下「本件処分」という。）をしたことにつき、請求人が本件処分も不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、審査官に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付

けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

なお、請求人は、遺族補償給付の支給に関する前回処分について、前回決定を経て再審査請求を行ったが、当審査会は、平成〇年〇月〇日付で、再審査請求を棄却した。

### 第3 当事者の主張の要旨

#### 1 請求人

(略)

#### 2 原処分庁

(略)

### 第4 争点

葬祭料の支給に係る給付基礎日額が〇円を超えるものと認められるか。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 理由

#### 1 当審査会の事実認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、給付基礎日額を増額した上、葬祭料の支給金額の増額を求める旨主張するものの、本件処分における労働時間の認定誤り等について具体的な主張をせず、また、新たな証拠の提出も行っていない。

(2) そこで、本件処分が妥当であるかを検討するに、本件処分においては、平均賃金算定期間中の被災者の労働時間について、「新時間比較表」を作成しているところ、これによると、①被災者が入退室表に退室時刻を記載した日は同時刻を、②被災者以外の者が入退室表に退室時刻を記載した日は被災者のパソコンのログオフ時刻を、それぞれ被災者の終業時刻と認定している。

また、③上記②の場合であっても、被災者のパソコンのログオフ時刻が、被災者以外の者の退室時刻から30分以内であれば、被災者も同退室時刻まで待つてから一緒に退室したものとみて同退室時刻を、④被災者がパソコンを使用していない日及び午後5時以前にパソコンをログオフした日については、入退室表に記載された退室時刻を、それぞれ被災者の終業時刻と推認している。

さらに、⑤日曜日の現場作業と考えられる午後5時前に記録がある日又は時刻の記録がない日については、現場に直行直帰したものと推測して、現場の所定労働時間である午前8時から午後5時まで勤務したものと推定している。

当審査会としては、本件処分においては、上記①から⑤の方法により、被災者の労働時間を可能な限り被災者に有利にみていると判断するところであり、本件処分における労働時間の認定は妥当なものであると判断する。

(3) 本件処分においては、被災者の休憩時間を1時間と認定しているところ、Fは昼の1時間の休憩は取れていた旨を申述しており、また、工事主任として現場の作業責任者であった被災者は、現場作業員の休憩について、率先して範を示す立場にあったことに照らせば、当審査会としても、被災者の休憩時間を1時間とした本件処分の認定は妥当なものであると判断する。

(4) よって、本件処分は、被災者の労働実態を十分に踏まえて算定した労働時間をもって給付基礎日額を算定しており、妥当なものと認められる。

### 3 結 論

以上のおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のおり裁決する。